

## ◇ 速度取締り指針 ◇

■ 羽生警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

### 速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
羽生市道	9:00～12:00 14:00～17:00	羽生市全域	40km/h (指定)

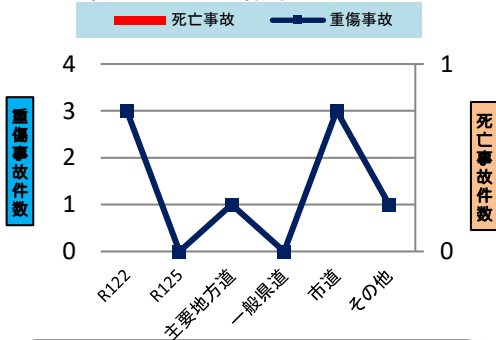
上記路線のほか、  
○ 実勢速度が高い県道・市道  
○ 重傷事故が多く発生している地域  
などでも速度取締りを行います。

#### 【重点路線等の選定理由】

人身事故が多い上記路線は、実勢速度も高いことから、事故多発時間帯等の速度取締りを強化し、重大交通事故の抑止を図ります。

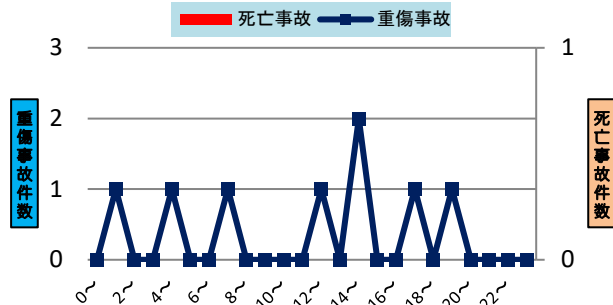
### <管内における交通事故発生状況> (令和5年6月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



○ 重傷事故は、国道122号と市道がともに全体の約33%を占めています

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



○ 重傷事故は、午前中は少なく、深夜から早朝時間帯と、昼過ぎから薄暮時間帯に発生しています。

～令和5年6月末現在～

■ 重傷事故では、交差点における自動車同士の出合頭事故が多く発生しています。

### その他の交通指導取締り

- 国道122号、市道では、交差点事故防止のため、交差点関連違反取締り等を行います。
- 市街地では、歩行者保護のため、歩行者妨害違反の取締りを行います。
- 通学路における可搬式自動速度取締りを強化します。
- 一時不停止違反、信号無視違反及び踏切事故防止のため、踏切不停止違反取締りを行います。
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施します。
- 自転車利用者に対する自転車用ヘルメットの着用を促すための活動を行います。